平成３０年度税制改正

＜主な改正項目＞

倉重税務会計事務所

三浦　伸子

2018年7月26日

1. 平成30年度税制改正（主な改正項目）



1. 改正の概要

安倍内閣最大の課題である、少子高齢化に伴う構造的な問題の克服に向けて、「一億総活躍社会」を作り上げようとしている。
そのキーワードは、


その他、ICT(情報通信技術)の活用の促進、社会全体のコスト削減および企業の生産性向上を図る制度(電子情報処理組織による申告書の提出義務化)も挙げている。さらに、社会保障関係費の税源確保の観点から、たばこ税の引き上げ・加熱式たばこの課税方式の見直しも挙げられている。

1. **法人向け税制改正のポイント**
	1. 所得拡大促進税制の見直し
		1. 概要

所得拡大税制は、青色申告書を提出する法人が、国内雇用者に対する給与等を一定以上増加させた場合に、法人税額からその増加額の一定割合を控除できる制度。
今回の改正により、要件の簡素化・税額控除率の上乗せが盛り込まれた。

* + 1. 改正内容と適用要件(中小企業向け)
		
		2. 適用時期
		2018年4月1日から2021年3月31日までの間に開始する事業年度に適用。
	1. 情報連携投資等の促進に係る税制の創設
		1. 概要
		IoT（Internet of Things）の進展により、データを最大限活用することによる企業の競争力強化を目的として、一定の要件を満たすことで税額控除などが受けられる。
		2. 改正内容と適用要件
		「革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮）」の革新的データ産業活用計画（仮）の認定を受けた青色申告法人が対象。
		5,000万円以上の設備の新設・増設をし、事業のように供した場合に適用。
		・特別償却…取得価額の合計額の30％
		・税額控除…取得価額の合計額の5％（1人当たり平均給与3％以上増加の
		　要件を満たさない場合には3％）
		　※当期の法人税額の20％を上限とする。
		3. 適用時期
		同法施行日から2021年3月31日までの間に取得等をし、事業の用に供した場合に適用。
	2. 事業再編に係る株式譲渡益の繰り延べ
		1. 概要
		企業買収において買収を行う会社が買収される会社の株主への対価として自社の株式を渡した場合には、買収される会社の株主はその譲渡により発生した譲渡益の計上をしなくてはならなかった。今回の改正で、譲渡益への課税を繰り延べることが出来るようになり税負担が軽減されることとなった。
		2. 改正内容
		「特別事業再編計画に基づく産業競争力強化法の特別事業再編計画（仮）」の認定を受けた事業者が、その計画に基づく事業再編により、株式を譲渡した場合、買収される会社の株主は、株式の譲渡益に対する課税を繰り延べることが出来るようになった。
		3. 適用時期
		同法改正法施行日から2021年3月31日まで。
	3. 電子申告の義務化
		1. 概要
		データの円滑な利用を進めることで、社会全体のコスト削減および企業の生産性向上を図ることを目的とする。
		2. 改正内容
		大法人は法人税等の申告について、電子申告が義務化される。



* + 1. 適用時期
		2020年4月1日以後に開始する事業年度について適用。
		※　近い将来、大法人以外の法人も適用対象となる可能性がある。
	1. 中小企業等経営強化法の改正に伴う登録免許税・不動産取得税の軽減措置
		1. 概要
		後継者が不在のため事業承継が行えない場合、M&Aにより経営資源や事業の再編・統合を図ることにより、事業の継続・技術の伝承をはかることが重要となる。そのため、中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加することで、第三者への事業承継を後押しすることになった。
		2. 改正内容
		認定を受けた経営力向上計画(仮称)に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録面鏡税・不動産取得税が軽減される。
		
		3. 適用時期
		登録免許税…法改正の日から2020年3月31日までに認定を受けた経営力向上計画(仮称)に基づき行われる合併、分割等による不動産所有権の移転登記に適用。
		不動産取得税…経営力向上計画(仮称)に従って2020年3月31日までに譲渡を受ける一定の不動産に係る不動産取得税について適用。
	2. その他の税制
		1. 中小企業の欠損金の繰戻しによる還付制度の延長

欠損金の繰戻し還付制度は、欠損金額が生じた事業年度において、その欠損金額をその全事業年度に繰戻して法人税額の還付を請求できるというもの。
今回の改正で、制度の適用期間が2年延長され、2019年度末までとされた。

* + 1. エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却または税額控除の廃止
		法人が太陽光発電設備等を取得した場合に特別償却または税額控除の適用を受けられる制度が2018年3月31日までの適用期限をもって廃止された。
		2. 収益の額の法令上の明確化
		収益の額として所得の金額の計算上益金の額に算入する金額が法令上明確化された。
			1. 資産の販売等に係る収益の額…その販売、譲渡した資産の引き渡しの時における価額
			2. 役務の提供をした場合の収益の額…提供をした役務につき通常得るべき対価の額に相当する額

(貸倒または買い戻しの可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合の価額とする)

* + 1. 収益の認識時期の法令上の明確化
		収益を計上するべき時期が法令上明確化された。
		＜原則＞
		資産の販売等に係る収益の額は、目的物の引き渡しまたは役務の提供の日の属する事業年度の益金の額に算入されることとなる。
		＜例外＞
		資産の販売等に係る収益の額につき、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って、上記の＜原則＞に近接する日の属する事業年度の収益の額として経理した場合には、当該事業年度の益金の額に算入される。
1. **個人向け税制改正のポイント**
	1. 給与所得控除の引き下げ
		1. 概要
		個人事業主には会社員にある給与所得控除がなく、基礎控除のみとなっている。また、給与所得控除は高所得者ほど税負担の軽減効果が大きくなる。これらの働き方の多様化を踏まえたうえで、高所得者についての税負担を見直すため、給与所得控除の改正が行われた。
		2. 改正内容
		〇　給与所得控除を一律10万円引き下げ。
		〇　給与所得控除の上限が見直された。
		　　改正前：給与等収入1,000万円超
		　　　　　　➡給与所得控除額の上限額220万円
		　　改正後：給与等収入850万円超
		　　　　　　➡給与所得控除額の上限額195万円
		〇　一方で、基礎控除については控除額を10万円引き上げている
		
		3. 適用時期
		2020年分の所得税(個人住民税は2021年度分)から適用。
	2. 公的年金等控除の引き下げ
		1. 概要
		年金収入が増加しても控除額に上限がなく、年金以外の所得が高くても、年金所得のみで暮らす人と同額の公的年金等控除が受けられるなど、高所得の年金受給者にとっては手厚い仕組みとなっていた。
		また、諸外国は基本的に拠出段階・給付段階のいずれかで課税される仕組みとなっているが、日本では拠出段階では保険料が全額所得控除され、給付段階でも公的年金等控除が受けられる。
		こうした状況を踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する観点から公的年金等控除が改正された。
		2. 改正内容
		〇　公的年金等控除額を一律10万円引き下げ。
		〇　公的年金等の収入が1,000万円超の場合の控除額について、195.5万円の
		　　上限が設けられる。
		〇　公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が1,000万円超
		　　2,000万円以下の場合には、控除額がさらに一律10万円、2,000万円超の
		　　場合には一律20万円引き下げられる。
		3. 適用時期
		2020年分の所得税(個人住民税は2021年度分)から適用。
	3. 基礎控除の見直し
		1. 概要
		基礎控除は、すべての納税者が無条件に一定額を差し引くことができる所得控除である。しかし、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要は乏しいのではないかと指摘されてきたことなどを踏まえ、特に高額の所得者に限って控除を逓減・消失されることとなった。
		2. 改正内容
		〇　基礎控除を一律10万円引き上げる。
		〇　合計所得金額が2,400万円を超える個人については、その合計所得金額
		　　に応じて控除額が逓減する。合計所得金額が2,500万円を超える個人に
		　　ついては、基礎控除の適用がなくなる。
		
	4. 青色申告特別控除の引き下げ
		1. 概要
		正規の簿記の原則により記帳し、不動産所得や事業所得を生ずべき事業を行っている人は、青色申告特別控除が受けられる。今回の改正でこの控除額が引き下げられた。
		2. 改正内容
		〇　正規の簿記の原則に従って記帳している人に係る青色申告特別控除の
		　　控除額が55万円に引き下げられる。
		〇　ただし正規の簿記の原則に従って記帳している人で電子申告等要件を
		　　満たす場合には青色申告特別控除額は65万円のままとなる。
		
		3. 適用時期
		2020年分の所得税(個人住民税は2021年度分)から適用。
	5. NISA口座開設の簡略化
		1. 概要
		NISA口座開設後、一度も買い付けが行われていない口座が相当数にのぼるなど、NISA口座稼働率の向上が課題となっている。こうした状況を踏まえてNISA口座の稼働率向上のため開設手続きフローの見直しが行われる。
		2. 改正内容
		NISA口座を即日で開設し、同日に買い付けることが可能となる。
		〇　税務署での二重口座確認前にNISA口座を開設できる簡易届出の仕組み
		　　を創設。
		〇　税務署は事後的に二重口座の確認を行い、結果を金融機関に連絡する。
		　　仮に二重口座であった場合には、金融機関はNISA口座で買い付けられて
		　　いた商品を開設当初に遡及して一般口座へ移管する。
		3. 適用時期
		2019年1月1日以後に非課税口座簡易開設届出書が提出される場合に適用。
		
	6. 事業承継税制の特例の創設
		1. 概要
		中小企業の経営者の高齢化が急速に進展する中で、円滑な代替わりを即すため、10年間の特例措置として、事業承継税制が抜本的に拡充された。
		2. 改正内容
		〇　納税猶予の対象株式数の制限がなくなる。
		
		〇　納税猶予の対象株式に係る相続税の全額が猶予される。
		〇　納税猶予継続のための雇用確保要件が大幅に緩和される。
		〇　特例後継者が贈与者の推定相続人以外の場合であっても相続時精算課税
		　　制度の適用が可能となる。
		〇　一定の要件を満たす場合、納税猶予対象株式の譲渡、合併、解散等に
		　　ついては納付額の減免措置が講じられる。

〇　適用対象者の拡大により承継パターンが多様化される。


* + 1. 適用時期
		2018年1月1日から2027年12月31日までの間に贈与・相続等により取得する財産に係る贈与税または相続税について適用。
	1. 小規模宅地等の特例の見直し
		1. 概要
		小規模宅地等の特例は、事業用または居住用の宅地等の相続税の課税価格を軽減することで、相続人の事業または居住の継続等に配慮することを目的として創設された制度。しかし、制度目的に沿っていない特例の利用が行われている現状を踏まえ、見直しが行われた。
		2. 改正内容
			1. 別居親族に係る特例の適用対象者の範囲の縮小
			持ち家に居住していない人に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲が縮小。
			
			2. 貸付事業用宅地等の範囲の縮小
			貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に貸付事業のように供された宅地等が除外。ただし、相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている場合は特例の対象。
			
			3. 被相続人の居住の用に供されていた宅地等の範囲の拡大
			介護医療院に入所したことにより、被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、被相続人の居住の用に供されていたものとして本特例が適用される。
			
		3. 適用時期
		2018年4月1日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用。
	2. 国際観光旅客税の創設
		1. 概要
		観光立国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点から、観光促進のための税として、日本からの出国者に広く浅く負担を求める国際観光旅客税が創設された。税収は、①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上、の3つの分野に充てるとされている。
		2. 改正内容
		国際線船舶等により、日本から出国する国際観光旅客等は、出国1回につき1人1,000円の国際観光旅客税を納める。
		＜非課税等＞
		〇航空機により入国後24時間以内に出国する乗継旅客
		〇日本から出国したが天候その他の理由により日本に帰ってきた人
		〇2歳未満の子ども　など
		＜徴収・納付等＞
		〇プライベートジェット等による出国は、国際観光旅客等自身が航空機等に
		　搭乗するときまでに国に納付
		〇上記以外の出国については、国際旅客運送事業者が、国際観光旅客等から
		　国際観光旅客税を徴収して、翌々月末日までに国に納付
		3. 適用時期
		2019年1月7日以後の出国に適用。
	3. 輸出物品販売場制度の見直し
		1. 概要
		外国人旅行者の利便性向上の観点から、免税販売手続きの電子化を義務化し、ペーパーレス化を進める改正が行われた。なお、輸出物品販売場制度とは、輸出物品販売場を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して免税対象物品を一定の方法で販売する場合に消費税が免除される制度。
		2. 改正内容
		
		3. 適用時期
		2020年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用。
	4. たばこ税の見直し
		1. 概要
		高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり厳しい財政事情にあることを踏まえ、財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、たばこ税の税率が引き上げられる。
		2. 改正内容
		従来からある紙巻きたばこの税率が段階的に引き上げられ、1本当たり3円増税となる。
		3. 適用時期
		紙巻きたばこは2018年10月1日より3段階に分けて税率が引き上げられる。また、加熱式たばこについては、同時期より5段階に分けて税率が引き上げられる。

［参考資料］

Journal of Financial Planning　2018.06.01発行　Vol.20　№221